

令和3年度

**第16期第1回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和3年4月1日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和3年4月1日(木) 午前10時から11時30分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 6階 研修室

議題

- 1 議案1 会長及び会長職務代理者の選出について
- 2 議案2 小委員会等の設置及び各構成委員の選出について
- 3 報告事項1 資源専門家委員会の結果について
- 4 その他(1) 次回の委員会日程について

出席委員

掛橋 武	浅井利一	小川和久	矢田和夫	藤原隆仁
永富洋一	濱田浩孝	田邊善郎	濱中一茂	秋山敏男
古丸 明	木村妙子	千田良仁	大倉良繁	木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長	林 茂幸
主幹	増田 健
主査	藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長 勝田孝司

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝人

主幹兼係長 森田和英

主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 22 名

○事務局（林事務局長）

それでは、議事に入りますが、議事に入ります前に、海区漁業調整委員会会長選出内規によりまして仮議長を選出し、新しい会長を選任することとなっております。委員の皆様、この内規に従ってよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○事務局（林事務局長）

それでは、お配りしました資料1の1-3ページをご覧ください。

委員会会長選出内規です。その内規の2によりまして、会長選出の議案は仮議長を置くこととなっております。事務局長が現行最年長委員を仮議長に推挙することとなっておりますので、開催案内発出時点で人生経験が最も豊富な掛橋委員を仮議長に推薦したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員

（異議なし）

○事務局（林事務局長）

それでは、掛橋委員よろしく申し上げます。

○掛橋仮議長

ただいまご紹介をいただきました掛橋です。内規によりまして仮議長を務めさせていただきます。議事の進行につき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから、第16期第1回海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員総数15名中、全員出席ですので委員会は成立しています。

それでは、議案1「会長及び会長職務代理者の選出について」を上程します。はじめに会長及び会長職務代理者の選出方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林事務局長）

資料1の1-1ページをご覧ください。「三重海区漁業調整委員会運営規程」です。第2条が会長及び会長職務代理者の規定で、同条第4項で「会長及び会長職務代理者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続4年を限度とするが、漁業法等の一部を改正する等の法律による委員の任期の延長等やむを得ない場合はこの限りでない。」とされています。会長、会長職務代理者とも任期は本日令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。まず、会長候補者選出の方法について説明します。会長の選出は、この運営規程と1-3ページの「三重海区漁業調整委員会会長選出内規」の2つにより定められています。運営規程第2条第1項において、「会長及び会長職務代理者は、委員の互選により選出される。」となっております。また、会長選出内規の1により、「会長の選出は三重海区漁業調整委員会運営規程による他、この内規による。」となっております。

会長選出内規の3に選出方法が定められています。仮議長が一時委員会を中断し、会長候補者選出の「協議の場」を設けていただきます。次に、出席委員から会長候補者の推薦を受けます。推薦された会長候補者が1名の場合は、出席委員の過半数の同意で決定されます。2名以上の推薦があった場合は協議を行っていただきます。協議で1名にしばれない場合は採決や選考委員による協議により会長候補者を決定していただきます。会長候補者が1名に決定されましたら、委員会を再開していただき、会長選出議案の議決を行っていただきます。1-4ページに「会長選出の流れ」として簡単にまとめてありますので、そちらも参考にしてください。会長職は会長選出内規の4の規定により、漁業者委員、学識委員、中立委員の別なく就任できるものとなっています。また、会長選出内規の5のとおり、会長は委員会代表として海区漁業調整委員会の全国組織である全国海区漁業調整委員会連合会の会議への出席や愛知・和歌山との連合海区漁業調整委員会の委員等に就任していただくことになります。全漁調連については、1-5ページにありますように、第17期は理事で副会長となります。1-6ページにありますように、例年5月に開催される総会、11月頃に開催されるブロック会議に出席していただくほか、令和7年まで全漁調連の副会長に就任することとなっていますので、役員会や会長副会長会議、中央省庁への要望活動への出席があります。東日本ブロック会議については、今年度は東京海区での開催となっています。

続きまして会長職務代理者の選出方法について説明します。職務代理者も委員の互選によって選出されるのですが、会長選出内規の5の規定により新会長の権限によって指名するものとされていますので、新会長が決まりました後に新会長から指名していただくこととなります。

事務局からの説明は以上です。

○掛橋仮議長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○掛橋仮議長

それでは委員会を一時中断し、会長候補者について協議を行います。

(事務局は退室して待機)

(会長候補選出の協議)

(会長候補者決定後、事務局入室)

○掛橋仮議長

それでは委員会を再開します。

協議の結果、浅井委員を会長候補者とすることに決定しましたので、浅井委員を新会長とすることとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○掛橋仮議長

それでは全員異議なしとのことですので、浅井委員を新会長に決定します。

以上で会長が決定しましたので、仮議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局（林事務局長）

掛橋委員ありがとうございました。ここで配席変更しますのでしばらくお待ちください。

(仮議長席、会長席、職務代理席を作業)

それでは浅井会長、ご挨拶の後、新会長職務代理者の指名をお願いします。

○浅井会長

浅井です。皆さんご指導ご支援をよろしく申し上げます。

引き続き新会長職務代理者につきまして、内規により私から指名させていただきます。

矢田委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、皆様方のご意見はいかがでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

では、矢田職務代理、よろしく申し上げます。ひとこと就任の挨拶をお願いします。

○矢田職務代理

矢田です。会長の不在の時等は代理を務めさせていただきます。皆さんよろしく申し上げます。

○浅井会長

どうもありがとうございました。

本日の議事の議事録署名者は、委員会運営規程第12条に基づき小川委員、秋山委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案2「小委員会等の設置及び各構成委員の選出について」に移ります。まず小委員会等について審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

議案2では小委員会及び連合海区漁業調整委員会の各構成委員、愛知県との「漁業に関する協定」に基づく各委員会への委員の選出についてご審議いただくのですが、まず前半部分の小委員会及び連合海区漁業調整委員会委員の選出についてご説明します。資料2の2-1ページをご覧ください。委員会運営規程ですが、第9条に基づき、「特別な事項を審議するため、小委員会を設置することができる。」とあります。現在、伊勢湾口、内湾、外海（魚類養殖）、真珠、定置の5つの小委員会を設置しています。小委員会は関係する委員で構成されています。今後、各小委員会では漁場計画の樹立に係る審議が必要な場合等に開催し検討をお願いする予定です。

次に、連合海区漁業調整委員会について説明します。連合海区の委員会は、隣接する県との間に設けられているもので、愛知県とは愛知・三重連合海区漁業調整委員会を、和歌山県とは和歌山・三重連合海区漁業調整委員会を設置しています。愛知・三重連合海区には9名、和歌山・三重連合海区には5名の委員を選出しています。特に、和歌山・三重連合海区では、例年さんま漁が始まる前に委員会を開催しており、本年は10月に和歌山県での開催が予定されています。また、愛知・三重連合海区漁業調整委員会は、近年の開催はございませんが、今回は愛知県での開催の予定となっています。2-3ページをご覧ください。各小委員会、連合海区漁業調整委員会の委員構成案はこのようとなっております。各地域等を考慮し、このような形で構成案を作成しています。

事務局からの説明は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

小委員会と連合海区漁業調整委員会の委員は会長が指名することとなっておりますが、この委員構成でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、これらの委員については事務局原案どおりとします。

続きまして、愛知県との「漁業に関する協定」に係る委員の選出について、事務局から

説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

愛知県との間に平成23年11月25日に締結された「漁業に関する協定」に基づく紛争処理委員会と資源専門家委員会の委員について、当海区から委員を選出していますが、委員改選にあたり審議をお願いするものです。

各委員会の内容については水産資源管理課から説明していただきます。
事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

紛争処理委員会は、愛知県と三重県の漁業者及び漁船の航行、操業の安全の確保、海上における正常な操業秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、必要な指導とその他の措置に関する調査と審議を行うものです。また、漁業における紛争処理に関する愛知・三重連合海区漁業調整委員会への提言を行っています。この委員会の開催はこれまではありませんが、何かあった際にはこの委員会を開催し、開催結果を開催県が取りまとめ、愛知県、三重県、愛知海区漁業調整委員会及び三重海区漁業調整委員会並びに必要に応じて水産庁へ報告するものとなっています。

説明は以上です。

○浅井会長

それでは、このことに関する委員についての案を事務局から説明してください。

○事務局（藤原主査）

資料2の2-4ページをご覧ください。
こちらは事務局から提案させていただく案です。
事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、事務局原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

それでは、事務局原案どおりとさせていただきます。

続きまして、報告事項1「資源専門家委員会の結果について」、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（森田主幹兼係長）

資料3をご覧ください。先ほどの議案2の際、資源専門家委員会の説明が抜けておりましたので、合わせて説明させていただきます。平成23年11月25日に締結された漁業に関する協定第11条の規定に基づき設置されており、例年3月に開催されています。所掌事項としては、渥美半島沖、志摩半島沖における水産資源の保存及び合理的な利用、管理のための水産資源に関する調査の推進に係る審議、適用海域における相互に関心がある水産資源及び漁業についての許認可状況、漁獲状況、資源状態に関する事項及びその他両県漁業者の協力に関する事項に係る情報交換、水産資源の保存及び管理に関する愛知・三重連合海区漁業調整委員会への提言となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催となりました。3-3ページの資料1は 共通事項として三重県、愛知県で作成したものです。3-7ページからの資料2-1から2-3は愛知県が担当した資料です。3-16 ページからの資料3-1から3-3は三重県の担当した資料です。この3つの資料について、構成委員へ意見の徴収を行いました。資料1については、愛知、三重両県のフグ類、クルマエビ、その他イカ類の漁獲量の推移、令和2年度トラフグ資源評価、愛知県、三重県の第7次栽培漁業基本計画、資源管理指針及び資源管理計画、主要魚種の漁獲量変動について、記載しています。資料2については、イカナゴの状況、令和2年度ふぐはえ縄漁について、漁業法改正にともなう資源管理の強化と課題について記載しています。資料3については、沿岸重要資源の資源評価、トラフグ（伊勢湾口地区）漁獲状況と種苗放流状況、イカナゴについて記載されています。委員からの意見についてですが、愛知県の白木谷委員からは、クルマエビの資源状況は安定しているので、今後も漁獲圧と種苗放流を維持する必要がある、という意見がありました。また、同県の船越委員からは、資源管理の取り組みが海の変化についていけない。トラフグは2,000年代から減少傾向にありクルマエビはもっと前から減少傾向になっている、増加傾向にある魚種の有効活用を考えていく必要がある、また、イカナゴは短期間での資源回復は難しいかもしれないので漁業者に分かりやすくその辺を説明しておいた方がいいのではないか、と

いう意見でした。同県の稲垣委員からは、漁模様の紹介があり、フグ類、イカ類は不漁で、クルマエビは比較的豊漁だったとのことでした。三重県の青木委員からは、トラフグについては大規模放流により混獲が確認されており、一定の種苗放流の効果があると認められる、今後も引き続き放流の効果을把握するとともに放流の維持が望まれる、とのことでした。また、黒潮流路パターンの変化との関係も、長期、短期両方の調査の継続が必要ではないか、ということでした。同県平賀委員からは、タコ類、カレイ類、タチウオの減少が目立つ等全般的に資源状況が良くない状況にあり漁業者の死活問題である、黒潮の蛇行等様々な問題が複雑に関連していると思われ、資源管理委員会の場合でも議論していただきたい、とのことでした。最後にその他の意見として、愛知県の白木谷委員から、三重県の資源評価は、愛知県のものとの整合性がとれていないという意見があり、三重県の青木委員から、両県の漁法が異なるため資源評価の結果が異なるのではないかとこの意見がありました。愛知県の船越委員から、明確にMSYで管理できる魚種はほとんどない、硬直的な資源管理制度とならないよう国へしっかり主張してほしいという、改正漁業法で言及されている資源管理制度についての意見がありました。また、三重県の中村委員からは海底耕運の効果について紹介がありました。次回は愛知県で開催予定で、開催時期等は今後調整することになっています。

説明は以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

続きまして、その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

次回委員会

4月27日(火) 10時から 場所未定

議題（予定）

放流効果実証事業に係る業務実施計画

資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更

漁業に関する協定に係る報告事項

太平洋広域委員会の結果

○浅井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。